

学校における感染症についての意見書

大阪府立香里丘高等学校

年 組 番 名前

下記の疾病に罹患したため、学校保健安全法に基づき、欠席が必要な期間を終え、登校が可能になったことを証明します。

● 第1種感染症〔治癒するまで〕

()

● 第2種感染症

百日咳〔特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで〕

麻疹〔解熱した後3日を経過するまで〕

流行性耳下腺炎〔耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで〕

風疹〔発疹が消失するまで〕

水痘〔すべての発疹が痂皮化するまで〕

咽頭結膜熱〔主要症状が消退した後2日を経過するまで〕

結核〔感染のおそれがないと認めるまで〕

髄膜炎菌性髄膜炎〔感染がおそれがないと認めるまで〕

● 第3種感染症〔感染のおそれがないと認めるまで〕

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症

腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

その他の感染症()

* 「その他の感染症」の扱いについて

学校で通常見られないような重大な流行がおこった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置をとることができる。

よって罹患しても、直ちに出席停止の対象になるわけではないので誤解のないようにされたい

《参考》 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

出席を停止する期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

その他特記すべき事項：

年 月 日

医療機関名：

医師名： 印

学校で予防すべき感染症の取り扱いについて

下記の一覧表にあげた病気は、学校感染症であり、たとえ軽症でも登校できません（出席停止）。
 医師からこれらの感染症と診断された場合は、速やかに学校に連絡してください。その後は、医師の指示に従い、登校の許可が出ましたら、本校ホームページから「特別欠席届」を印刷し、必要事項を記入の上、担任に提出してください。印刷等が難しい場合は、担任または保健室までお申し出ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 18 条 19 条）

| 分類 | 病気の種類 | 出席停止の期間 |
|------------|---|--|
| 第一種 感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 感染症 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎 細菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u> * | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

| その他の 感染症 | （下の疾患例は、り患しても直ちに出席停止にならない） | |
|-------------|--|---|
| その他の 感染症 | 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、EB ウィルス感染症など | 学校で通常見られないような重大な流行がおこった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き緊急的に措置をする事ができるもの |